

株式会社 Revival. 虐待防止委員会規程

第1条（委員会の設置）

- 1 株式会社 Revival.が運営する障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う障害福祉サービスにおいて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、利用者の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）の推進、並びに身体拘束等の適正化のための対策を検討に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条（委員会の目的及び役割）

- 1 委員会は、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげることを目的とし、また合わせて、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげることを目的とし、次の各号をその役割とする。
 - ① 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
 - ② 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
 - ③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）
 - ④ 身体拘束等の適正化についての検討

第3条（委員会の組織）

- 1 委員会は委員長及び委員をもって、法人単位で組織する。
- 2 委員長は、代表取締役または代表取締役が指名する者とし、委員会の運営を統括する。
- 3 委員の選任については、事業所の管理者（以下「管理者」という。）及びサービス管理責任者、職員、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者（利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等）とする。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長が指名した者または取締役がその職務を代行する。
- 5 委員長が指名した委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 6 事業所においては、サービス管理責任者等を虐待防止マネージャー（虐待防止担当者）として配置し、各職員のチェックリストの実施、倫理要領等の浸透、研修の実施、ヒヤリハット事例の報告・分析等を行い、虐待の防止に努める。

第4条（委員会の開催）

- 1 委員会は、定期委員会を年1回以上開催し、必要に応じ臨時委員会を開催する。
- 2 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
- 3 委員会は書記を指名し議事録を整備する。

第5条（指針等）

- 1 委員会は、次の各号を含めた「虐待防止のための指針」を作成する。
 - ① 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
 - ② 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
 - ③ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
 - ④ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
 - ⑤ 虐待発生時の対応に関する基本方針
 - ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ⑦ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針
- 2 委員会は、次の各号を含めた「身体拘束等の適正化のための指針」を作成する。
 - ① 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
 - ② 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 - ④ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
 - ⑤ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
 - ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ⑦ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

第6条（委員会の業務）

- 1 委員会は、虐待防止のために次の業務を行う。
 - ① 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。
 - ② 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、前号の様式に従い、虐待について報告すること。
 - ③ 虐待防止委員会において、前号により報告された事例を集計し、分析すること。
 - ④ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
 - ⑤ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

- ⑥ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ⑦ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。
- 2 委員会は、身体拘束の適正化のために次の業務を行う。
 - ① 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
 - ② 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、第1号の様式に従い、身体拘束等について報告すること。
 - ③ 身体拘束適正化検討委員会において、第2号により報告された事例を集計し、分析すること。
 - ④ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
 - ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
 - ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

第7条（虐待防止研修）

- 1 委員会は、採用時及び定期的（年1回以上）を含む虐待防止研修を行う。
- 2 虐待防止研修は、虐待防止委員会が指針に基づき作成した研修プログラムにより行う。

第8条（その他）

- 1 苦情及び説明・同意については事業所の利用契約書及び重要事項説明書に準拠し対応する。

第9条（雑則）

- 1 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員長が委員に諮り、取締役の全員にて協議し定めるものとする。

附則

- 1 この規程は令和4年4月1日から施行する。